

# 藤井しんすけ 議会ニュース 議会録

平成 29 年 建設・企業常任委員会 (4)

平成 29 年 10 月 6 日

## 藤井(深)委員

私からは、新たな住宅セーフティネット制度について質問させてもらいます。

10月25日に改正住宅セーフティネット法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が施行された中で、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録がスタートするということですが、この制度の対象となる住宅確保要配慮者に関連して何点か伺いたいと思います。

はじめに、本制度の対象となる住宅確保要配慮者をどのような趣旨に基づいて定められているのか伺います。

## 住宅計画課長

法律で想定している住宅確保要配慮者は、家主から入居時に拒否感を持たれ、民間住宅に入居しにくい方となります。例えば、高齢者の単身世帯においては、孤独死やその後の残財処理の問題、子育て世帯においては騒音トラブル、低額所得者においては家賃の滞納などの懸念があることを理由に、家主から入居を拒まれてしまうケースがあります。

こうした住宅確保要配慮者の居住支援を行うため、本制度が創設されたものです。

## 藤井(深)委員

報告資料には、住宅確保要配慮者として高齢者や子育て世帯など様々な方が書かれていますが、こういった方以外にどのような方が含まれるのか伺いたいと思います。

## 住宅計画課長

報告資料には、高齢者、子育て世帯など6つの分類の要配慮者が記載されていますが、そのほかに9分類あり、全部で15分類の要配慮者が法令で定められています。

その中のいくつかを紹介しますと、DVの被害者や犯罪被害者、ハンセン病療養所の入所者、少年院など矯正施設の退所者などが定められています。

## 藤井(深)委員

報告資料の中に、賃貸住宅供給措置計画により、法令で定める要配慮者以外にも要配慮者を追加できるという記載があるのですが、これはどのような方を追加できるのか伺いたいと思います。

## 住宅計画課長

本制度では、入居を拒まれることが想定される方以外でも、地域の実情に応じ、都道府県又は市町村が、計画により居住支援を要する要配慮者を追加できるとされています。国は追加を想定する要配慮者を例示しており、そのいくつかを紹介しますと、収入が低い若年の新婚世帯、レズビアンやゲイなどのいわゆるLGBT、Uターン、Iターン、Jターンによる転入者などが追加できるとされています。

藤井(深)委員

それでは、経済的支援は、どのような要配慮者に対して可能なのでしょうか。

住宅計画課長

国の資料では、公営住宅と同じ、月収が18万5,000円以下の低額所得者であることが要件になっています。

なお、地方公共団体が補助を行う場合は、国が定める要件の範囲内で要配慮者を限定することができ、例えば、低額所得者かつ高齢者、または、子育て世帯に限るといった要件にすることも可能です。

藤井(深)委員

それでは、経済的支援について、家賃の低廉化と家賃債務保証に関する費用と記載されているのですが、限度額や支援期間はどのようになっているのか伺います。

住宅計画課長

低廉化の措置は、要配慮者に対してではなく、登録した住宅の家主に対して行うもので、家主が家賃から補助額の分を下げることで、要配慮者の負担軽減を図るものです。

国の資料によると、家賃低廉化に係る費用は、国と地方自治体が2分の1ずつ負担することとされ、1戸当たり月額それぞれ2万円が限度とされています。合計すると、家主に対して最大月額4万円までの補助が可能となっています。

また、家賃低廉化の支援期間は、要配慮者専用の賃貸住宅として管理を開始してから10年間とされています。一方、入居時に必要となる家賃債務保証の補助も、要配慮者に対してではなく、国の登録を受けた債務保証業者に対して行うもので、その補助額の分、通常の補償料から減額することで、要配慮者の負担軽減を図るものです。

家賃債務保証の補助も同様に、1戸当たり、入居時に、国費と地方負担分でそれぞれ3万円が限度とされており、合計すると最大6万円までの補助が可能となります。

藤井(深)委員

それでは、県として制度を活用していくに当たって、要配慮者の追加や設定、経済的支援について、これからどのように取り組んでいこうと考えているのか伺います。

住宅計画課長

まず、要配慮者の追加については、実際に要配慮者の方が県内においてどのような状況となっているのか、府内関係課や居住支援を行っているNPOなどにヒアリングを行い、できる限り住まいにおける課題などの情報を収集していきます。そして、収集した情報や民間住宅の登録件数の状況等を踏まえ、賃貸住宅供給促進計画の策定作業に合わせて、要配慮の追加や家賃対策補助といった経済的支援策の必要について検討したいと考えています。

特に、経済的支援策の検討に際しては、低額所得者が対象となります。本制度と公営住宅制度をどのように住み分けていくかなど、それぞれの制度の目的、狙いとしている政策的効果を検証し、公営住宅の供給計画や整備状況を踏まえ、慎重に検討していきたいと思います。

藤井(深)委員

若い人も、高齢者も、先行きの不安を抱えながら日々生活していますので、この制度をしっかりと活用し、住宅確保要配慮者の支援に尽力してもらいたいと思います。

また、その際には、N P Oなどの関係団体としっかりと連携し、神奈川県としてしっかりとセーフティネットの整備に取り組むことを要望して、質問を終わります。